

# 船舶事故調査報告書

平成31年1月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年7月1日 10時50分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市灯明埼北西方沖 浦賀愛宕山導灯（前灯）から真方位128° 1,040m付近 （概位 北緯35° 14.1′ 東経139° 43.7′）
事故の概要	漁船第六臼文丸は、たこつぼ延縄の操業中、錨泊していたプレジャーボートTIGERLILYに衝突した。
事故調査の経過	平成30年7月10日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート TIGERLILY、9.1トン 235-49338 神奈川、株式会社横田ビル B 漁船 第六臼文丸、4.9トン KN3-13219、個人所有 第235-23147号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部錨台に曲損 B 左舷船首部防舷材に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人2人を乗せ、船首から錨を投下し、主機を停止して船首を南方に向け、釣りの目的で錨泊していたところ、B船が衝突した。 B船は、船長B及び甲板員1人が乗り組み、たこつぼ延縄の操業中、船長Bが、右舷船首で主機を遠隔操縦し、ラインホーラーで幹縄を巻き取りながら枝縄に付いたたこつぼを揚収し、甲板員が船長Bの後方でたこつぼを受け取って前部甲板に積み上げる作業を行いながら、南東進していた。 船長Bは、左舷船首方に錨泊しているA船を視認し、幹縄を巻き取りながらたこつぼの揚収を続けていたところ、A船の錨索（チェーン）が、幹縄と交差して幹縄に載っているのを認めた。 B船は、船長Bが、幹縄をA船の船首方から船尾方に船底を潜らせた後、A船の船尾側を通過しようと思い、A船の船首付近で幹縄を繰り出しながら北西方に向けてゆっくりと後進したところ、南風に圧流され、左舷船首部がA船の船首部錨台に衝突した。

<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、灯明埼北西方沖で錨泊中、B船が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、灯明埼北西方沖でたこつぼ延縄の操業中、風速約6m/sの南風が吹く状況下、船長Bが、錨泊中のA船の錨索が幹縄と交差して幹縄に載っているのを認め、幹縄をA船の船底を潜らせた後、A船の船尾側を通過しようと思ひ、A船の船首付近で幹縄を繰り出しながら後進する際、A船と十分な距離が確保されていなかったことから、南風に圧流されてA船に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、B船が、灯明埼北西方沖でたこつぼ延縄の操業中、風速約6m/sの南風が吹く状況下、船長Bが、錨泊中のA船の錨索が幹縄と交差して幹縄に載っているのを認め、幹縄をA船の船底を潜らせた後、A船の船尾側を通過しようと思ひ、A船の船首付近で後進する際、A船と十分な距離が確保されていなかったため、南風に圧流されてA船に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の船舶の近くで作業を行う際は、風潮流の影響を考慮した距離を隔てること。</li> </ul>